

## ●職員体制

※令和4年12月現在

- ・管理者 1名
- ・相談支援専門員 1名

## ●利用料について

- ・相談支援は、無料になっています。お気軽にご相談ください。

## ●個人情報の取り扱いについて

- ・ご利用者様の個人情報は、慎重に取り扱います。
- ・相談支援、サービス利用調整支援等の必要な場合以外に使用することはありませんのでご安心ください。

## ●お問い合わせ

〒992-0023  
山形県米沢市下花沢 2丁目 5-20 米沢駅前クリニック内  
TEL 0238-27-1351  
FAX 0238-27-1352  
E-mail yonezawa-tomarigi@koutoku.or.jp  
当法人HP <http://www.koutoku.or.jp>  
開館時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00  
※土日祝日、年末年始、お盆休暇は休みとなります

★この建物の2階に事務所があります



★事務所入口 ★面談室



※直接お越しの際は、事前に連絡をして下さい



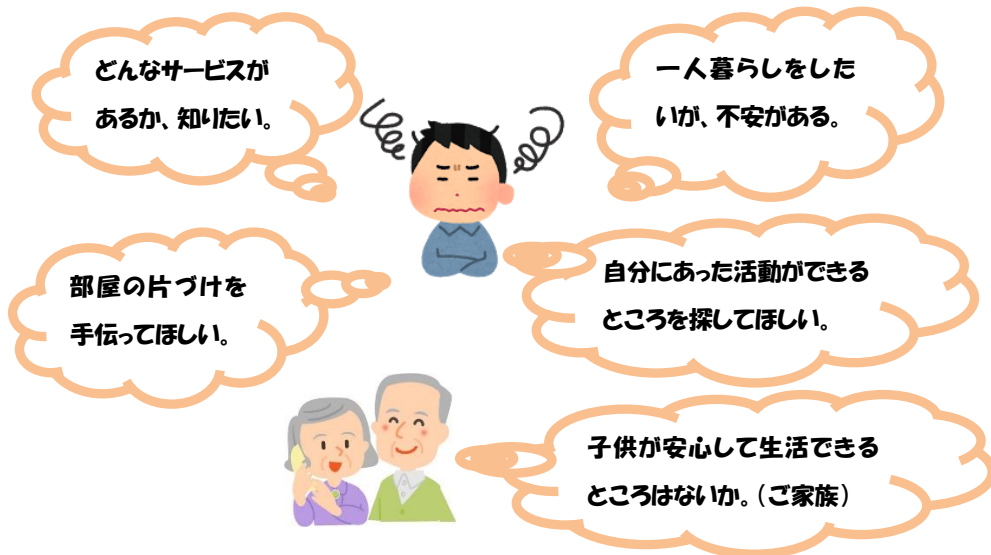
事業所番号:0630200111 <指定特定相談支援>  
0670200096 <指定障がい児相談支援>

## 指定特定相談支援事業所

# 相談支援センター 米沢とまり木

障がい者総合支援法に基づき、障がいのある方(未成年を含む)や、  
そのご家族が抱えるお悩みやご相談をお聞きしながら、相談支援専門  
員の資格を持つ職員が必要な福祉サービスの提案や利用計画・調整を  
行ってきます。一定期間ごと、評価と見直し(モニタリング)を行い、継  
続したサービスの利用ができるように支援していきます。

## ●どんな相談が出来るの？



そんな時は、お気軽にご相談ください。  
その他、些細なことでもご相談ください。

## ●相談する場所は？時間は？

### <相談(面談)の場所について>

→特に決まりはありません。自宅・事業所内の面談室でも可。  
その他、話をしやすい場所等がありましたら教えてください。

### <時間について>

→原則、相談支援センター米沢とまり木の開催日・時間となります。  
開催日：毎週月～金曜日  
時間：8:30～17:00  
※土日祝は休みとなります。但し、都合が合わない場合は要相談。

## ●利用するには

1. 申請  
【市町村担当窓口で、サービス申請を行う】  
→相談支援事業所に計画相談依頼、契約をします。
2. 障がい支援区分の認定調査 ※サービス内容により異なる  
【心身の状況について本人や家族から聞き取りを行う】
3. 障がい支援区分の認定
4. サービス利用意向確認  
【相談員が希望するサービスなどの内容を確認します】
5. サービス等利用計画を作成  
【5. で確認した内容をもとに、相談員が作成し市町村に提出します】



6. 支給決定  
【「障がい福祉サービス受給者証」が発行されます】
7. 担当者会議を実施  
【利用する事業所担当者を交え、話し合いを行います】
8. 利用契約  
【利用する事業所を契約します】
9. サービス利用開始



※利用に関して、**1部自己負担対象になる方もおりますので、**  
詳しくは職員までお問合せ下さい。